

新旧対照表
 【税関発給コードの発給に係る事務処理要領について（平成 20 年 10 月 9 日財関第 1140 号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 1 （省略）</p> <p>第 2 用語の定義 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれの定義に従うものとする。 (1)～(10) （省略） (11) 「法人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）<u>第 2 条第 16 項</u>に規定する法人番号をいう。</p> <p>第 3～第 6 （省略）</p>	<p>第 1 （同左）</p> <p>第 2 用語の定義 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれの定義に従うものとする。 (1)～(10) （同左） (11) 「法人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）<u>第 2 条第 15 項</u>に規定する法人番号をいう。</p> <p>第 3～第 6 （同左）</p>